

豊浦町議会だより

つながり



主な内容

定例会12月会議

- 一般質問…………… 2
- 補正予算…………… 9
- 意見書の提出…………… 10
- 全員協議会…………… 10

定例会11月会議

- 議案審議…………… 12
- 全員協議会…………… 12

定例会11月第2回会議

- 補正予算…………… 13
- 全員協議会…………… 14

定例会10月第2回会議

- 補正予算…………… 15
- 全員協議会…………… 15

村井町政の
疑問を
6名の議員が
問う!!

一般質問



大高 一敏 議員	発表会も出来ない3億円の保育所?
根津 公男 議員	ベリータウン豊浦構想の現状と目指すものは?
山田 秀人 議員	高過ぎる保険税の値下げは?
石澤 清司 議員	ホタテ養殖の支援策は?
渡辺 訓雄 議員	再生可能エネルギー事業の収支状況の実態は?
大里 葉子 議員	町の災害対応と連携は?

問 Q 発表会も出来ない3億円の保育所?



大高 一敏 議員



村井 洋一 町長

答 A 開催場所は保護者の意見を参考に決める!

Q 質問 1
発表会も出来ない!
3億円の保育所?

大岸保育所は、3億円も
の巨額な費用を掛けながら、
発表会も出来ない状況であ
る。

遊戯室は、80人が収容限
界にもかかわらず発表会が
強行されたが、身動き出来
ない状態で人が溢れ、父兄
らがトイレや写真を撮るこ
ともままならず、園児たち
は会場を通る場所もなく、
素足と薄着のまま保育室
から一度、園庭に出て非常
口からステージへと誘導さ
れる状況であった。

火災発生などの方が一の
場合、逃げ場もなく安全対
策が執られている状況では
なかったが、次年度以降も
同様の措置を講ずるのか?

A 町長答弁 1

これまでは大岸いきいき

センターで発表会を実施し
て来ましたが、子どもたち
の練習に關すれば、毎回、
いきいきセンターへ出向く
ことと、床暖房がないため
足が冷たいなどで練習する
には大変厳しい環境であり
ました。

今回は、新施設での練習
及び発表会の開催というこ
とで、他の施設へ移動する
こともなく、床暖房のある
温かい環境のなかで練習が
出来たことは、子どもたち
にとつては意義のあること
であつたと考えており、次
年度以降についても、保護
者の意見を参考に決めたい。

Q 質問 2

糞尿処理施設?は未確
定でも運転稼働か?

糞尿処理施設?は1月末
に竣工するが、何も決まっ
ていない状況でどのように
運転稼働するのか?多くの
課題が累積しているにもか

かわらず、安全性、採算性、継続性が示されていないことと、町民を惑わせているのが現状である。

①液肥と排水処理は？

・液肥の成分分析は11月に
出るとのことであったがどうなつたか？

・実証実験は、いつ、誰が、
どのように確認するのか？
・排水処理は、何を処理し、
どこに流し、費用はどれほどか？

②原料の供給と液肥の引き取りは？

③養豚糞尿の供給について
④バイオガス施設の目的外使用は？

A 町長答弁2

①液肥の成分は、2月中旬に
分析結果と重金属について
もお示しする予定です。

実証実験は、5月以降を
予定し、排水処理は、水産
系雑物の一時保管の際に出
る雑排水をプラントに有機

物の入った加水分として投入
処理する予定です。

②現時点での協力農家の負担
とならないよう進めます。

③当該事業に協力する養豚
農家と供給協力の協議を進
めて来たものです。

④当該事業に係る補助金の
主目的は、二酸化炭素の排
出削減であり、本町のバイ
オマス資源をガス化して発
電することにより二酸化炭

素の排出量の削減につな
がるもので、将来的には地域
電力会社を設立し、公共施
設や地域への還元を目指す
ものであります。

Q 質問3

コミュニティバスの
有効利用の検討は？

町が実施するアンケート
調査の結果と対応は？
①利用者の満足度は？
②町外スーパードも検討すべ
きでは？

A 町長答弁3

現在、運行中のコミュニ
ティバスは、既存の循環福
祉バスと買い物バスを集約
化することで、4月から運
行しているものであります。
①53人中15人が「助かつて
いる」「便利だ」との回答
があつたことで、運行その
ものは必要で満足している
ものと考えています。
②町内消費を推奨する観点
から町外へのバス運行は考
えていない。



Q ベリータウン豊浦構想の現状と
目指すものは？

A 若い株が多いため本格的な
収穫には至っていない！



根津 公男 議員



根津 幹一 町長

Q 質問1
ベリータウン豊浦構
想の現状と今後目指
すものは？

ベリータウン豊浦構想を
打ち出してから3、4年が
経過すると思うが、定植し
た品種と本数、収量はどれ
くらいか？

また、今後の商品化に向
けての計画は？

A 町長答弁1

平成27年度から希望する
農家の延べ26戸に、ブルー
ベリー599本、ハスカッ
プ187本、カシス102
本、カーラント40本、クロ
イチゴ40本、ラズベリーで
42本の合わせて1010本
を定植し、本年度の収量で
は、ブルーベリーで約20kg
ハスカップで30kgとなつて
います。

その他の品種は、若い株
も多いため本格的な収穫に

は至っていないのが現状であります。

また、今後の商品化に向けての計画等については、道試験場や普及センター、公益財団法人はまなす財団等の助言を頂くことで早急に計画を策定し、町と関係者による協議会を設立することで、新たな事業展開を図ります。



Q 質問 2

公営住宅の老朽化対策は？ (船見ヶ丘第3団地)

船見ヶ丘第3団地の3階建て及び4階建ては、修繕が行き届いていないことが原因で入居者が少なくなっていると思われるが、公営住宅等長寿命化計画に合わ

せて早期に改修すべきでは？

A 町長答弁 2

現在の公営住宅等長寿命化計画では、平成30年度から31年度に改修予定でありましたが、平成28年度後半から町内の公営住宅に空き家が目立つようになったことから、公営住宅等長寿命化計画の見直しにあたっては、古い住宅への入居を政策的に制限している状況です。

したがって、当該計画は、平成32年度に改定することで、上位計画である豊浦町住生活基本計画と連携しながら今後の対応を検討します。

Q 質問 3

道の駅から撤去した 歓迎看板の設置は？

老朽化により撤去した歓

迎塔（看板）は、本町の観光振興計画を進めて行くうえで必要なものと思うが、来町者へのイメージアップにもつながるような斬新な歓迎塔にすることが大切と思うが、今後の計画は？

A 町長答弁 3

現在、豊浦消防署前と除雪センター前の看板が使用されていないことから、当面はこれらを歓迎看板として活用し、平成32年度以降に新たに歓迎塔を設置するかを含めて協議する。



問 Q 高過ぎる保険税の値下げは？ (町独自の免除制度を…)

答 A 独自の免除制度は創設せず 現行の仕組みを維持する。



町長 谷口 健一



議員 山田 秀人

Q 質問 2

保険税に町独自の免除 制度を創設しては？

国保制度は、2018年度から財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移行することになったが、高過ぎる保険税(料)は住民の暮らしを苦しめている。

全国知事会、市長会、町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険税が高く、負担が限界になっていることを国保の構造的な問題だとして、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張している。

①町独自の負担軽減の取り組みを講ずるとともに常設の免除制度が創設できないものか？
②高過ぎる保険税の負担を軽減するため、今後の一般会計からの繰入れはどのように考えているか？

A 町長答弁1

①保険税(料)の賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式としており、低所得者は、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度を設けていることから、独自の負担軽減の取り組みや常設の免除制度は創設せずに現行の仕組みを維持します。

②国や道では、決算補填等目的の法定外一般会計からの繰入れは、計画的に解消・削減することが求められているため、段階的に解消する予定としています。

Q 質問2

買い物施設の設置は？

J Aとうや湖農協が豊浦店舗を撤退してから今ももう跡形もなく更地になっている。

依然として、豊浦町の多数の住民要望として買い物施設の建設は、喫緊の課題である。

その後の取り組みを聞いて

だが、定例会9月会議と同様の不誠実な答弁の繰り返しである。

二つ目は、新道の駅とスーパーを兼ね備えた新しい買い物施設の実現の可能性は？

A 町長答弁2

専門家を交えた商工会との協議でも、仕入れルートや小ロットであることなどで店舗の建設は難しいと考えているが、今後も、町民の皆様のご意見を伺いながら、商工会などの関係団体と協議します。

また、新道の駅とスーパーを兼ね備えた新施設の実現も難しいことから、足の確保と交通手段の利便性を高めるため、町営バスとの連携を含むコミュニティバスを実証運行している現状であり、今後も定期的な朝市の開催などで買い物環境の充実を図ります。



Q 質問3

給食費の無料化は？

政府は、幼児教育と保育の無料化を本年10月から実施する予定としています。

因みに、ユネスコの国際公教育会議で各国文部省に対する勧告がされています。

1951年の当該勧告の中で、先進国では給食は慈恵や貧困対策ではなく、子どもの発達保障の観点から無償にすべきとされています。群馬県では、県内35市町村のうち、10の市町村で給食費の全額無料が実現されています。

さらに、13の市町村でも一部補助が行われています。このことから、本町でも給食費の2分の1の補助が実施されていますが、幼児・初等・中等教育を含めた給食費の無償化に向けての考えは？

A 町長答弁3

平成29年度から学校給食費の負担軽減給付事業とし

て小中学校に通学する児童・生徒の保護者に対して毎月の給食費の2分の1を助成しています。

本年度は、助成を始めて2年目ということから現行の内容を継続し、引き続き、保護者の負担軽減を図ります。

Q 質問4

住宅建設の改修とその用途は？(㎡/5万円のAP建設支援事業)

公営住宅政策は、「住生活基本計画」と「公営住宅等長寿命化計画」により推進されて来たが、次のことについて伺います。

- ①今後の公営住宅の改修のあり方とその用途は？
- ②アパート建設支援事業は、「住生活基本計画」でも新しいものは建てずに民間による建設を支援するとあるが、当該事業に対する反省点と教訓とは？
- ③人口増加のための住居確保対策は？

A 町長答弁4

①近年は公営住宅の空き家状況や入居申し込みなど大きな変化が見られるようになって来たこともあり、「公営住宅等長寿命化計画」を平成32年度に改定する予定であることから上位計画の「住生活基本計画」と連携して今後の対応を検討します。

②隣の声が聞こえる、湿気がある、駐車スペースが1台分しかないなど、いろいろな話しを聞いているが、設置者の責任において解消して頂きたい。

現段階においては、平成31年度は㎡/5万円を充当することと平成32年度には新たな事業メニューの中で検討したい。

③平成26年9月に豊浦町空き家バンク実施要綱を定めホームページや広報等により周知することで当該制度を開始したが、ワンストップ窓口で関係課の連携の下、移住・定住の増加に努めた

問

Q ホタテ養殖の支援策は？



石澤 清司 議員

答

A 関係機関に早急なる原因
究明を要望する！

村井 洋一 町長

Q 質問 1
ホタテ養殖の
支援策は？

①ホタテ貝のへい死に対す
る町の姿勢は？

ホタテ漁業者の所得が下
がれば税金や経済波及効果
にも影響があると思われ、
自助努力では解決出来ない
こともある。貝のへい死に
あたっては、町独自の姿勢
を示すべきでは？

②水産振興整備基金の開設
は？

今後、組合員には応分の
負担がかかることが考えら
れるため、施設の老朽化や
人手不足に対する機械等の
導入など、水産振興整備基
金の開設が必要と思うが？
③販路の拡大とアワビ養殖
の事業化への取り組みは？
漁業法の改正が行われる
ことで、一定の条件を充た
す場合は補助金返還等が緩
和される対象に漁港施設用

地が追加され、レストラン
や直売所等が設置できるこ
とになるが、アワビの養殖
は、現行方式から「着底
式」に変更することで事業
化に向けて支援すべきと思
うが？

A 町長答弁 1

①町に専門職員を配置する
としても独自で調査するこ
とは難しいため、引き続き
関係機関に早急なる原因究
明を要望します。

②施設の老朽化や修繕等は、
当該団体が主体となり事業
を推進することから、自ら
が財源確保を講じなければ
ならないため、町として、
従前同様にその都度毎に対
応します。
③一昨年から東海大学札幌
校と連携し養殖アワビの調
査研究を行っており、本年
度が最終年度でもあること
から、事業化に向けてさら
なる連携・協議をします。

Q 質問 2
とわにーの
新たな利活用は？

町民のための施設から町
外の人にも立ち寄って頂く
施設への変更とチャレンジ
したい人たちが使用できる
施設に変更してはどうか？

このままでは、無用の長
物ともなり兼ねないため物
を販売するとか、地産地消
による飲食店やミニ水族館、
ホタテの耳釣りミニチュア
など、町民の知恵を借りな
がら豊浦の魅力を発信する
場所として新たな施設に変
更する時節に來ていると思
うが：

A 町長答弁 2

商工会では運営委員会を
設置し、施設利活用の検討
をしていることから、新た
な活用方法についても考慮
すべく依頼しています。

Q 質問 3
町民生活相談室の創設
と相談員の常設は？

2015年4月施行の
「生活困窮者自立支援法」
は、生活困窮者に多様なメ
ニューを用意する相談対応
を自治体に義務付けた法律
であります。

生活が苦しく、働き詰め
の人ほど支援や情報提供が
必要も届かないのが現状で
あります。

役場の窓口は、それぞれ
に分かれているため、一つ
の部署では解決できない場
合もあり、縦割り行政を解
消することにもなります。

困難な状況にある町民を
助けるためにも、町民生活
相談室の創設と相談員の配
置が必要と思うが？

A 町長答弁 3

福祉事務所を設置してい
ない町村は、都道府県が実



施主体となり広域的な取り組みを行うことから、胆振総合振興局（社会福祉課）を主体に、町の保険福祉係と社会福祉協議会が連携することで当該制度に取り組み、生活保護にまで至らない生活困窮者の第2のセーフティネットとして包括的な支援を行っています。

また、やまびこでは、保険福祉係を中心に生活に関する様々な相談業務に対応しており、必要に応じて役場の担当部署や、社会福祉協議会、民生児童委員と連携し対応しています。

問 Q 再生可能エネルギー事業の収支状況の実態は？



渡辺 訓雄 議員

答 A その時点での数値を精査したもので示している！



村井 洋一 町長

質問 1

再生可能エネルギー事業の収支状況の実態は？

バイオガスプラント整備事業は、平成28年度から全員協議会を始め、本会議でも議論を重ねて来たが、大きな乖離があることで虚偽報告、架空収支等、様々な問題や課題が露呈され、現在も混乱を来たしている状況であります。

平成28年の12月会議で当該事業は、6対1の賛成多数をもって可決となり、本年度の完成を見るばかりであるが、昨年、9月会議で当初計画との乖離が甚だしいことから事業の稼働中止を求める発議を行ったが、4対3で否決されました。プラント自体の建設は、専門業者であれば誰でも建

設することが可能であるが、重要なことは、完成後の事業としての収支状況であります。

当初計画時の収支状況や条例制定に向けての資料等に大きな乖離と疑義を抱いているため、次の事項についての答弁を求めるものがあります。

- ①事業運営全体の必要投資額と起債償還等明確な収支状況の提出を求める！
- ②損益計算書に係る当初事業計画と平成30年11月提出の差異についての認識は？
- ③事業に係る取り組みから現在までのプロセスと検証の認識は？

A 町長答弁 1

事業運営全体の投資額や起債償還等は、現時点において、お示しできるもので説明させて頂いていると認

識しています。

また、昨年11月にお示ししている損益計算書の差異も、その時点での数値をもつて精査した形でお示したものとご理解頂きたい。

なお、現在までのプロセスと検証も、関係者への聞き取りや検討委員会の意見を頂きながら進めて来たことを認識しています。

今後の事業全体における投資額や起債償還等に係る損益計算書（収支状況）は、明確に精査し計上するとともに、検討委員会の協議内容と議会への報告に違いのないよう連携しながら対応します。



Q 質問 2

公園委託契約の実態と疑義の是正は？

昨年、9月会議の一般質問に対する答弁で、それぞれの経緯等の説明があつたが、双方の乖離等で観光ネットワークは業務を停止することのことで未だ解散にいたつていないのが現状であります。

このような中で、公園の整備管理を「一般社団法人噴火湾とようら観光協会」に委託し、血税である町の委託料から支出する行為は本末転倒であり、行政手続きとしても違法であるため、その是正を求めるものであります。

A 町長答弁 2

6月末をもって、NPO法人豊浦観光ネットワークから委託契約を解除する旨

の申し出があり、7月に新たな法人として「一般社団法人噴火湾とようら観光協会」が設立したことで、速やかに入札等の手続きを行い、委託契約を締結することになつたものであります。しかしながら、NPO法人豊浦観光ネットワークの实情は未だに法人解散に至つていないことや血税の不正流用が疑われることから、解散時に係る資料の提出を求めるとともに、手続き等についても再検証することです。その対応を求めています。



問 Q 町の災害対応と連携は？

答 A 「83-7044」で防災行政無線の再活用を！



村井 洋一 町長



大里 葉子 議員

Q 質問 1

防災ラジオの導入予定は？

防災行政無線は極めて聞きとりにくいことから、町民に迅速なる情報を伝達するためにも、防災ラジオを戸別に導入する予定があるのでしょうか？

また、津波や噴火等の災害が発生した場合は、各所において避難所を開設することになります。開設する、しないの目安はどのようなことでしょうか？

A 町長答弁 1

防災上の緊急情報を町民に伝達する手段としては、防災行政無線と緊急速報メール、広報車による周知、又はワイラジオの割り込み放送などがされているため、戸別受信機を導入する予定はありません。

そもそも、防災行政無線は屋外で作業中の方が緊急事態に気付かない状況を軽減するため設置したもので、地形や距離、季節や風向きによつても聞きとりにくいことがあるため、聞き逃した場合、「83-7044」に電話することで放送内容と同じものを聞くことができますので、ご活用願います。

また、避難所を開設する目安としては、気象庁の注意報や警報などを参考に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発令したときは、避難所を開設します。



質問 2

高齢者コミセンの
利活用は？

現在は、放課後等デイサービスぽけつとの事務所として活用されていますが、

施設内のエレベーターは故障したままで使用できない状況です。

車椅子を使用する方々は、やまびこのエレベーターを使用するため不便を来しています。

修繕する予定はあるのでしようか？

A 町長答弁 2

高齢者コミセンは、高齢者福祉の増進と自主的活動の推進を図ると共に保健づくりの拠点として昭和58年に開設したもので、その後は、国保病院付属東雲クリニック（人工透析）、子育て支援センター、災害救援

物資の備蓄センターとして活用され、現在は社会福祉協議会、高齢者事業団、放課後等デイサービスぽけつとの事務所として活用しています。



また、施設内のエレベーターは、落雷による故障後も2階部分の町民利用がない状況が継続していたことから、使用中としていたものです。

昨年の4月からは、放課後等デイサービスぽけつとが開設されたことで、階段の昇降が困難な来客がある場合は、渡り廊下でつながっている「やまびこ」側のエレベーターを利用して頂いている状況です。

町では「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、平成32年4月から施行されることに伴い一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、勤務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の整理を行うことになりました。

他に、一般会計補正予算（含む追加）2件、特別会計補正予算4件をいずれも原案どおりに決しました。また、国及び政府への意見書では、「消費税10%への増税中止を求める」等の

定例会 12月会議

臨時職員にもボーナス支給へ！

会計年度任用職員制度導入
支援業務事業を実施

町では「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、平成32年4月から施行されることに伴い一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、勤務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の整理を行うことになりました。

7意見書案を全会一致で可決しました。

なお、議会からの「バイオガスプラント整備事業の稼働停止」と「失職議決の再考察について」の発議案は、いずれも反対多数で否決されました。

こんなことが
決まりました！

▽補正予算

【一般会計】《歳出》

- 会計年度任用職員制度導入支援業務(37万8千円)の追加！

当該事業を導入するため

- の制度設計等を弁護士等の有資格者に委託するため
- 公共用街路灯維持事業(6万2千円)の増額！
- 再エネ発電賦課金等の値上げに伴う
- 自治会街灯管理交付金事業(6万8千円)の増額！
- 電気料金等の値上げに伴う自治会交付金の不足分として
- eLTA X電子申告システム改修事業(134万円)の増額！
- 地方税法の改正に伴う基幹システムの改修のため(全額補助)
- 住民基本台帳システム改修事業(184万7千円)の追加！
- 住民票への旧姓併記を可能とするためのシステム改修のため(全額補助)
- 国民年金システム改修事業(29万2千円)の増額！
- 産前産後の期間を免除し

納付済期間とするためのシステム改修（全額補助）
全員賛成で可決！

【特別会計】

・簡易水道事業

（93万2千円）の増額！

H29消費税の納付額確定と施設の修繕に伴い

・公共下水道事業

（163万円）の増額！

H29消費税の納付額確定に伴う

・国民健康保険事業

（55万7千円）を増額！

国保事業報告システムの改修のため

・総合保健福祉施設事業

（58万4千円）の増額！

施設内機器の修繕のため

全員賛成で可決！

▽ 発議

「バイオガスプラント整備事業の稼働停止を求める」を否決！

地方自治法第112条第

国及び政府へ意見書の提出

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

「2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める」
提出者 大高一敏、賛成者 渡辺、山田議員

「再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める」
提出者 山田秀人、賛成者 渡辺、大里議員

「水産政策の改革における慎重な検討を求める」
提出者 大高一敏、賛成者 渡辺、山田議員

「国保の抜本的改革を求める」
提出者 山田秀人、賛成者 大高・大里議員

「憲法9条改正断念を求める」
提出者 渡辺訓雄、賛成者 大高、大里議員

「沖縄県民の民意も法も無視した辺野古埋め立て撤回停止を求める」

提出者 大里葉子、賛成者 大高、山田議員

「被災者生活再建支援制度の拡充に関する」
提出者 大里葉子、賛成者 大高、山田議員

全会一致で可決！

全員協議会

平成30年12月4日(火)

協議事項

会計年度任用職員制度

導入支援委託事業

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、平成32年4月から施行されることに伴い、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の整理を行うため、臨時・非常勤職員の実態把握と運用方針に基づく例規等の整備が必要となつている。したがって、当町の実情や任用実態に応じた「会計年度任用職員制度」の適切な制度設計を行うためには

専門的知識と豊富な経験等を要した弁護士等の有資格者による新制度移行への任用手続き等を明確にするるとともに、適切な条例・規則等の制定及び改正を行うための支援を受けることが重要となるため、当該事業を委託することが必要不可欠である。

◎ 議事録の抜粋

《木村議員》：当該委託事業を導入するにあたっての

自治体としての考え方は？

《総務課長》：各自治体ごとに職員数や勤務時間、給与等の詳細なる調査が必要となるものであります。

また、詳細なる実態等を把握するためには、法律等の専門的な部分もあることから、弁護士等の有資格者に委託しなければならぬものであります。

《根津議員》：臨時職員等に係る簡易なものまで全てを委託するのか？

また、何がどのように変わるようになるのか？

《総務課長》：委託については、町で出来るものは町で行い、それ以外の部分を委託することになり、期末手当も一部国からの財政的負担もあることで、臨時職員にも正規職員に準ずる支給を考えています。

《山田議員》：特別職・一般職における対象職員数は

108名とのことだが、臨時・非常勤職員としての特別職・一般職の定義の変更があるのか？

《庶務係長》：「特別職」とは、非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託等として任用

される者で一般職に課される守秘義務等の服務規律が課されない者が存在してい

るため、法律上、特別職の範囲を当該制度が想定する「専門的な知識・経験等に基づき助言や調査等を行う者」と厳格化しています。

《山田議員》：一般職の非常勤職員制度として「会計年度任用職員制度」を創設することと「特別職非常勤職員」及び「臨時的任用職員」の任用要件を会計年度任用職員制度へと移行することで厳格化し、期末手当の支給を可能とする等の改正の趣旨は理解するが、く

れぐれも職員等の不利にならない制度設計すべき。

《石澤議員》：今後、関係する条例等の整備が行われるものと理解するが、スケジュール的にはどのような

なっているか？

《総務課長》：平成31年4月1日の施行に合わせて準備をしていることから、公

募前に議会へ条例案を提出する予定となっております。

《渡辺議員》：12月会議に補正予定とあるが、改正法の趣旨を踏まえたものか？

また、会計年度任用職員制度は、膨大な事務量になるものと思うが、どれくらいのものと思定しているか？

《総務課長》：町全体のものとなるため、想定しにくい部分でもあります。マニュアル2版との整合性を重視したものとする予定であります。

《議 長》：法改正の趣旨は理解するが、基本的に臨時職員は6ヶ月の雇用となっているが、それが一年間になるという意味か？

《総務課長》：そのとおりであります。

《議 長》：臨時職員であつてもいろいろな制約を

課されることになるが、任用にあたっては、正職員が欠員となった場合のみか？

臨時職員の安易な雇用減とならないものか？

《総務課長》：これまでの臨時職員が会計年度任用職員へと移行することになるため、早急に庁舎内における任用制度のマニュアルを創設しなければならぬと考えています。



定例会 11月会議

議会の委員会構成が

変更となる！



▽議案審議

◆専決処分の報告

▽平成30年度

一般会計補正予算

●胆振東部地震被災地見舞金として(80万円)を追加！

9月6日に発生した北海道胆振東部地震で、厚真町、安平町、むかわ町の3町が大きな被害を受けたため、2000年の有珠山噴火の際に、東部6町から見舞金を頂いていることから、西部4町の連名で600万円の見舞金を贈るものです。全会一致で可決！

▽発議

委員会の

構成員が替わる！

3常任委員会と議会運営委員会の構成員が2年間の

任期を終えて変更になりました。

▽常任委員会

(総務文教常任委員会)

委員長 木村辰二

副委員長 大里葉子

委員 員 石澤清司、渡辺

訓雄、(工藤敏和)

(産業建設常任委員会)

委員長 大高一敏

副委員長 根津公男

委員 員 山田秀人、渡辺

訓雄、(工藤敏和)

(広報広聴常任委員会)

委員長 石澤清司

副委員長 木村辰二

委員 員 根津公男、大里

葉子、山田秀人、大高一敏、

渡辺訓雄、(工藤敏和)

▽議会運営委員会

委員長 根津公男

副委員長 大里葉子

委員 員 木村辰二、渡辺訓雄、(工藤敏和)

全員協議会

平成30年11月9日(金)

協議事項

国保の運営主体が

町から北海道へ！

日本の医療保険制度は、『国民皆保険』であり、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。窓口での自己負担額(支払額)は、年齢によつて決められており、安心して医療機関を受診することができます。

会社にお勤めの人やその扶養家族は、職場の健康保険に加入し、75歳以上の人には、後期高齢者医療制度に加入することになります。また、生活保護を受けている人を除く、それ以外の人(農業・自営業の人たち)は、国民健康保険に(国保)に加入することになります。

▽赤字解消のための基本的な考え方

北海道国民健康保険運営方針では、6年以内を基本とした赤字解消計画を策定し、段階的な赤字解消に取り組むこととなりますが、保険税の急激な上昇を避けるため上昇率2%以内で赤字解消予定額を算出する必要があるとあります。

このことから、赤字解消目標年次を6年として解消予定額を算出した場合、税額の上昇率が2%を超えて急激な負担が生じることから税額の上昇率を2%以内とする事で赤字を解消するには、18年を要するため、国や道からも早期の赤字解消計画の策定が求められています。

◎議事録の抜粋

《木村議員》…国保の税率改正について、町としての基本方針はないのか？

《町民課長》…当初は、短期となる6年間で赤字を解消したいとの思いもありましたが、現状においては、8年間を視野に進めているところであります。

《山田議員》…このような町民に直接的に関わる事案等は、特別委員会を設置して慎重に議論すべきと思うが…

《議長》…山田議員の意見に賛成するが、議員間の討議も必要と思うが…

《石澤議員》…町として国の動向等を見極める必要があり、本町の場合だと低所得者の状況等を踏まえて軸とすべきで、8年又は10年のスパンで考えるべきと思うが…



《渡辺議員》：委員会等に付託し勉強会的なものをすべきである。

《石澤議員》：委員会となれば人数も少ないことから、全員ですべきと思うが！

《議 長》：全員で検討することがベストである！

《副町長》：町としても、6年間で赤字分を解消することがベストであると想定してはいますが、8年、あるいは10年でも可能な訳で、国の動向等もあるため、1年間は様子を見ることでその実績を踏まえて実施することも可能かと考えています。

《議 長》：今少し時間をかけて実施するということがあります。

《渡辺議員》：理事者抜きでの検討が必要である！

《木村議員》：1年後に実施することが本当に可能な訳ですね？

《町民課長》：可能です。

《木村議員》：本町では、

これまでも一般会計からの繰入金に依存して来た訳で、このことは国保の構造的な欠陥であり、町税等の投入はやむを得ないことである。1年間の猶予があるなら、議論する時間もあるが！

《議 長》：議員間の討議も視野に入れて、今後の課題としたいと思います。

●報告事項（町長）

「新幹線の新長万部駅の開設を見据えた3町の連携」

豊浦町、長万部町、黒松内町の3町は、いずれも胆振、渡島、後志振興局の端に位置していることから、『端っこ同盟』を締結することで、各町のさらなる振興・発展に寄与したい！



定例会

11月

第2回会議

人事院勧告に基づき、町長、職員、議員らの給与、期末手当等が増額！

人事院勧告に基づく町長等の給与に関する条例と職員の給与、並びに議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正とこれに伴う一般会計、特別会計補正予算が計上され、いずれも全会一致で可決となりました。

▽条例の一部改正

▽「豊浦町長等の給与に関する条例」

・人事院勧告に基づき、町長等の期末手当の支給割合を0.05ヶ月引き上げる。
全会一致で可決！

▽「豊浦町職員の給与及び豊浦町医師の給与に関する条例」

・人事院勧告に基づき、職員等の給与、期末手当の支給割合を0.05ヶ月引き上げる。
全会一致で可決！

▽発議

◆条例の一部改正

▽「議員報酬及び費用弁償に関する条例」

・人事院勧告に基づき、議員の期末手当の支給割合を0.05ヶ月引き上げる。
全会一致で可決！

▽補正予算

【一般会計】《歳出》

- ・人事院勧告に基づく期末手当(12万3千円)の増額！

- ・人事院勧告に基づく各特別会計への繰入金(193万4千円)の増額！
全会一致で可決！

【特別会計】

- ・簡易水道事業(3万2千円)の増額！

- ・人事院勧告に基づく給与、期末手当等の増額
- ・公共下水道事業(70万5千円)の増額！

- ・人事院勧告に基づく給与、期末手当等の増額
- ・国民健康保険事業(100万5千円)を増額！

- ・人事院勧告に基づく給与、期末手当等の増額
- ・介護保険事業(19万2千円)の増額！

- ・人事院勧告に基づく給与、期末手当等の増額
全会一致で可決！

全員協議会

平成30年11月22日(木)

協議事項

バイオガスプラント設置及び管理に関する条例(素案)

町内におけるバイオマス資源の有効活用と循環利用により、二酸化炭素等温室効果ガスの削減並びに産業基盤の強化及び環境保全と再生可能エネルギーの町内における生産と利用を図るため、バイオガスプラントを設置し、その適正な管理運営を行うため条例を制定する。

- ▽家畜ふん尿処理費
- ・乳牛 (t/500円)
- ・豚 (t/1000円)
- ▽液肥散布手数料

・原料処理利用者

(t/700円)

・他の者 (t/750円)

- ▽廃棄物等
- ・水産残渣等

(t/7000円以内)

●議事録の抜粋

しての町の体制整備が全く見えて来ないのはなぜでしょうか？

《町長》：プラントの

《石澤議員》：管理条例等の素案が上程されることで

構想中で、近々には議会に報告できると考えています。

やつとスタートラインに立

《木村議員》：乳牛のふん

つ訳で、内容を協議する前に町長に事業の目的や事業

尿処理費が500円以内、豚が1000円以内とあるが、その根拠はなにか？

による住民への恩恵、将来に向けての決意を今一度お

また、原料を供給する側の理解度は？

示し頂きたいと思うが：

《創生室長》：当該事業を

《町長》：当該事業は、化石燃料の削減やCO2の削減でもあり、国の地方創

実施している近隣自治体の処理経費を参考にしたもので、今後、原料の供給農家と液肥の使用農家との交渉を行います。

生事業による交付金の対象

《根津議員》：養豚業者が

事業であることや畜産農家の労働力の低減と雇用の創

実施するクラスタ事業と当該事業の開始時期が重なるため、町の依頼を受ける

出、電力の地産地消にも適

形で養豚業者が当該プラン

う事業であることから、こ

トにふん尿を入れることで

れまで推進して来たもので

クラスタ1分の堆肥場の面

積を減額したと聞いたが、その事実関係は？

《創生室長》：両者の連携

協議の結果、クラスタ事業分を減額したものと聞いています。

《大高議員》：液肥の使用

については、成分検査が明確にならない限り、農家は

使用しないと思うが、いつになったら成分検査の結果が報告されるのか？

《創生室長》：サンプルは、年明けの1月中頃になるか

と思います。

《大高議員》：条例のふん

尿処理費や液肥の散布手数料では、農家のコスト削減どころか全くメリットがないことになるが：

《創生室長》：畜産農家に

とっては、ふん尿を運搬する手間が省けることと、100万円の運搬経費が削減

されることとなります。

《根津議員》：損益計算書

の4年間の試運転期間の赤字がなければ全体として黒字になるため、試運転期間を短縮出来ないものか？

《創生室長》：プラントの

安定確保に努めるための試運転であり、ある程度の前

倒しは可能であります。初年度から100%稼働は

有り得ないと考えています。

《渡辺議員》：損益計算書の5年目から修繕積立金として100万円が平成50年

まで掲載されているが、その根拠とはなにか？

また、条例の500円以内、700円以内の表記は、有り得ない表記でもあることから検証すべきである。

《議長》：条例制定に

あたっては、日程調整をしたらうで再度、全員協議会を開催します。

定例会

10月

第2回会議

国保病院のボイラーを更新!



現在、国保病院とやまび

【特別会計】

● 総合保健福祉施設事業

(1998万円)の増額!

真空式ボイラー(一台)

の更新による増額

● 国民健康保険病院事業

(1998万円)の増額!

真空式ボイラー(一台)

全会一致で可決!

▽ 補正予算

【一般会計】

(保健衛生総務費)

● 「やまびこ用」の真空式ボ

イラー更新に伴う繰出金の

(1998万円)の増額!

全会一致で可決!



全員協議会

平成30年10月10日(木)

協議事項

国保病院の

ボイラーが破損!

病院が使用している1号

機ボイラーの保守点検委託

業者が清掃中に煙管内のカ

ルキのような白い煤が剥が

れ、腐食による穴があるこ

とで水漏れが判明する。

やまびこ用の2号機につ

いては、特に異常はないと

の報告を受ける。

★ボイラーの概要

▽設置台数: 2台(1号機

国保病院、2号機やまびこ)

▽設置年月: 平成10年10月

(20年経過)

▽耐用年数: 15年

▽保守点検: 年2回(10月、

● 議事録の抜粋

《山田議員》: 保守点検は毎年行っているとのことだが、今回のようなことは初めてのことか?

《事務長》: 保守点検については、毎年10月と1月の2回実施しています。《石澤議員》: 耐用年数を超えてるとは言え、施設内の修繕等については、計画的な対応が必要であり、前任者からの引き継ぎはどのようなようになっていたか?

《事務長》: 前任者からの引き継ぎはもとより、固定資産台帳にも掲載されていることから、年次計画に基づき、平成31年度に対応する予定となっていたところであります。

《木村議員》: 更新による概算経費はどれくらいか?

《事務長》: 一台あたり4千万円と想定しています

が、受注生産のため発注後1ヶ月を要するとのこと、なるべく早めに発注したいと考えています。

《山田議員》: 住民の命と安全を守る町民の大切な財産でもあることから、予算措置等も含めて早急に対応して頂きたい!



議会まめ知識

議会事務局体制の強化



議会事務局体制の強化とは？



議会には地域住民の意思と利益を代表し、条例・予算・主要な契約などを決定する役割とそれを執行する執行機関を監視する役割があります。また、議会には地域内の利害を調整し、地域社会をまとめて安定させる役割と民意を鏡のように反映する住民参加の広場でもあります。

地方自治法の改正（H16）により、年4回に限られていた定例会の回数制限が撤廃され、年間70日程しか開催されていなかった地方議会を「通年議会」とすることが可能となり、全国各地の自治体でもこの「通年議会」が導入されています。（本町も導入済）

このことから、議会や議員を支える議会事務局のあり方も極めて多様となっています。

議会事務局は、地方の非常勤特別職の公務員である議員が組織する二代表制の一翼としての地方議会を補佐する機関であり、事務局員（局長以下の職員）は、一般職でその任免権（法138条5項）は議長にあります。実際は首長（執行機関）が採用した職員の中から人事異動で発令する等、議会独自の任用がほとんど行われていないのが現状であります。本町では議長の任免で議会事務局職員が採用されています。

したがって、事務局の少ない職員数で本会議や委員会運営を滞りなくトラブルが生じないことを心がける立場（職務）に置かれており、その分事務局（職員）としての調査機能などは手薄になりやすいのが現状であり、特に、町村議会の場合には、人事任用（含む職員定数）のあり方をはじめ、調査機能の充実や専門職員の養成等、改革すべき課題が山積しています。

（事務局の設置及び議会の職員）

▽地方自治法第138条第5項

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

▽豊浦町議会事務局設置条例（平成27年6月15日条例第26号）

（設置）

第1条 地方自治法第138条第2項の規定に基づき、豊浦町議会に事務局を設置する。

（職員）

第2条 事務局に事務局長及び書記のほか、必要な職員を置く。

（職員定数）

第3条 職員の定数は、別に定める。

（職務）

第4条 事務局長は、議長の命を受け事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記、その他の職員は、上司の指揮を受け、事務局の事務に従事する。

（委任規定）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は議長が定める。

議会を傍聴してみませんか？

町議会は、まちの予算や身近な問題について話し合う大切な会議です。

- ▶ 手続きは簡単です。議会事務局（役場3階）までお越し下さい。
- ▶ 日程等議会傍聴に関するお問い合わせは…

議会事務局 **TEL 83-1419**（直通）

へお気軽にどうぞ。

表紙写真の説明

1月13日 第71回豊浦町成人式

パソコンから動画で議会の様子が見られます。

豊浦町のホームページ

検索

豊浦町議会→議会中継にお進みください